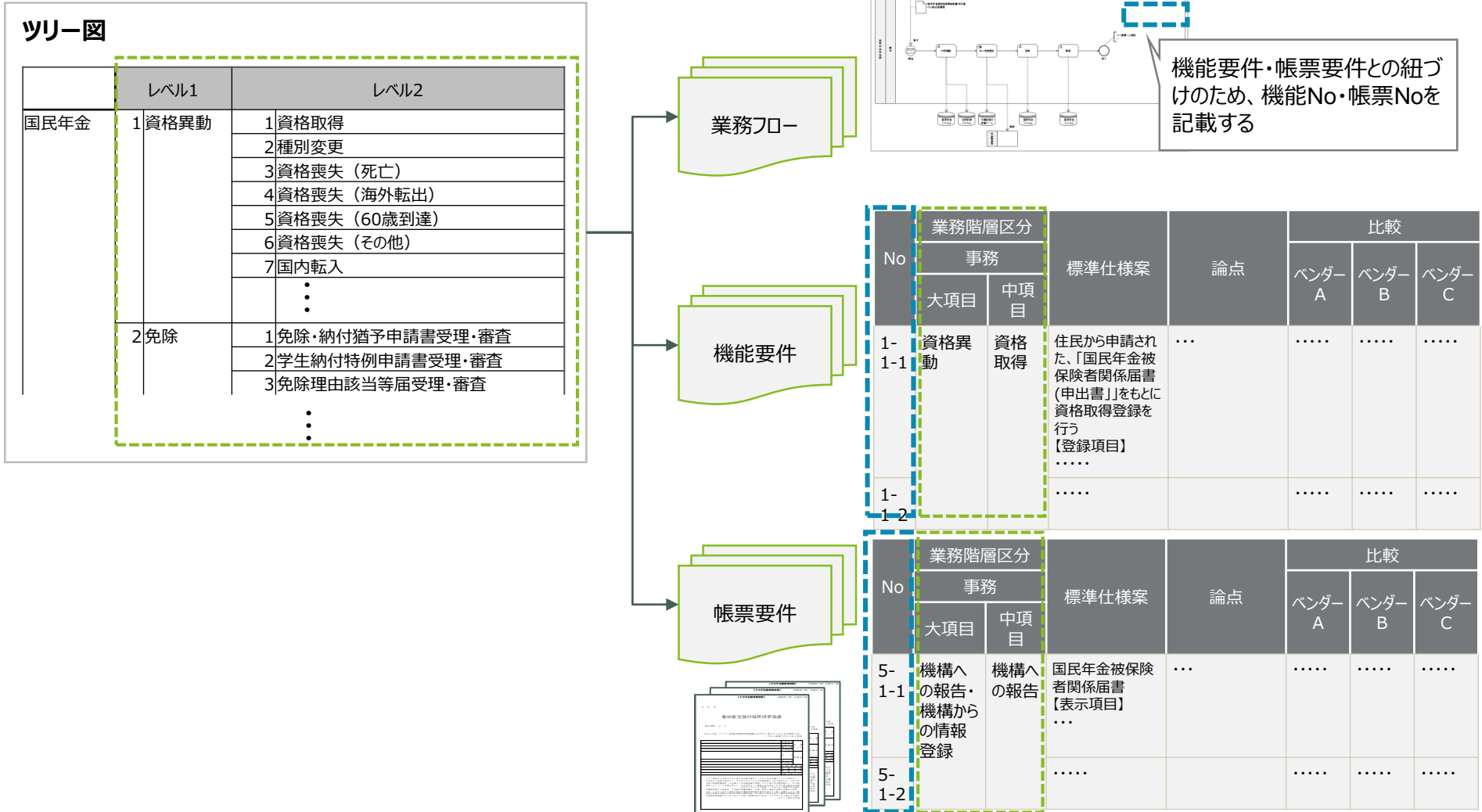


資料 2

標準仕様書素案の構成

1. 標準仕様書の全体構成

ツリー図の階層に沿って、業務フロー・機能要件・帳票要件を整理します。事務局で「たたき台」を作成し、ワーキングチーム・ベンダー分科会での協議・確認を踏まえて見直しを行った内容を、本日の第2回研究会にご提示しております

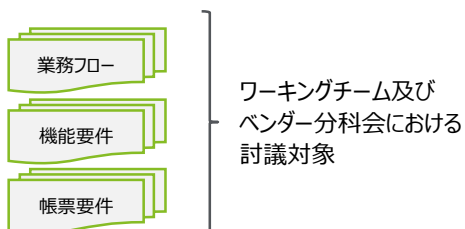


2. 標準仕様書（本紙）

2-1. 構成

標準仕様書については、他の領域に準じる構成とした上で、国民年金等システムに特有の部分を更新する形で作成しました

本研究会における作成物



【ご確認の進め方】

- 第2回研究会に先立ち、構成員の皆様へ事前提示させていただき、ご意見を募る進め方としました
 - 特に、国民年金業務特有の観点で記載する箇所を中心に、確認いただきました

標準仕様書（本紙）の構成（案）

| 目次 | | 国民年金特有の観点 | |
|----|---|-----------|--|
| | | 有無 | 説明 |
| 1 | 本仕様書について | - | ・「背景」「目的」「対象」を記載。対象を国民年金向けとして作成するものの、記載にあたっての論点は想定無。 |
| 2 | 業務フロー | ● | （ワーキングチーム①及びベンダー分科会①にて討議） |
| 3 | 機能・帳票要件 | ● | （ワーキングチーム②及びベンダー分科会②にて討議） |
| 4 | データ要件・連携要件 | ● | ・国民年金における連携要件として定義が必要な情報については機能要件にて定義する。なお、データ要件及び連携要件としてはデジタル庁にて整理する。 |
| 5 | 非機能要件 | - | ・「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準について」に従う。 |
| 6 | 用語 | - | ・標準仕様書上の用語定義を記載。対象を国民年金向けとするものの、記載にあたっての論点は想定無。 |
| - | 別紙1.業務フロー 別紙2.機能・帳票要件 別紙3.帳票詳細要件 別紙4.帳票レイアウト | ● | （ワーキングチーム①②及びベンダー分科会①②にて討議） |

- ✓ 介護保険領域の標準仕様書と平仄を合わせた構成とする
- ✓ 具体的な記載内容（標準仕様）については、国民年金特有の観点を考慮して記載する

2. 標準仕様書（本紙）

2-2. 素案に対するご意見（概要）

第2回研究会に先立ち、構成員の皆様から素案に対するご意見を募った結果、28件のご意見をいただきました
いただいたご指摘については、指摘の趣旨に従い、標準仕様書素案に反映しています

頂戴したご意見の区分と取り扱いの考え方

| No. | ご意見区分 | 取り扱い方針 | ご意見総数 |
|-----|-------|----------------------|-------|
| 1 | 討議事項 | ✓ 第2回研究会において討議する | 0 |
| 2 | 指摘 | ✓ ご指摘を踏まえ、要件等を修正する | 12 |
| 3 | 質問 | ✓ 事務局にてご回答を作成、別途、ご提示 | 14 |

頂戴したご意見のうち「指摘」については対応、「質問」についてはご回答を提示、第2回研究会における討議事項はなし

3. 業務フロー

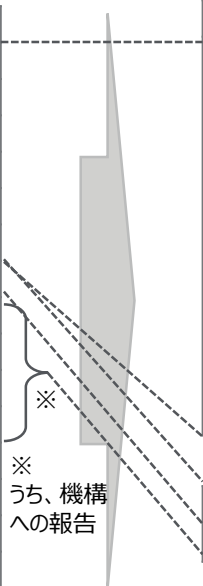
3-1. 構成 1/2

APPLIC標準仕様をもとに作成したサンプル業務フローをもとに、5～8月に自治体・ベンダー調査を実施し、その結果を踏まえた事務局見直し案に対し、ワーキングチーム・ベンダー分科会にて討議し、ツリー図及び業務フローへ反映しました

サンプル業務フロー構成（自治体・ベンダー調査実施時）

- ▶ 地域情報プラットフォーム標準仕様(APPLIC標準)に対し、事前準備で得た情報から一部内容を追加し作成 APPLIC標準への追加部分

| No | レベル1 | No | レベル2 |
|----|-----------|----|-----------------------|
| 1 | 資格異動 | 1 | 資格取得 |
| | | 2 | 転入 |
| | | 3 | 種別変更 |
| | | 4 | 転出 |
| | | 5 | 資格喪失（死亡） |
| | | 6 | 資格喪失（その他） |
| | | 7 | 追加・訂正・不在等 ※年金機構からの連絡分 |
| 2 | 免除管理 | 1 | 免除・納付猶予申請書受理・審査・進達 |
| | | 2 | 学生納付特例申請書受理・審査・進達 |
| | | 3 | 免除理由該当等届受理・審査・進達 |
| | | 4 | 産前・産後免除申請書受理・審査・進達 |
| | | 5 | 免除登録 |
| 3 | 付加登録 | 1 | 付加加入 |
| | | 2 | 付加辞退 |
| 4 | その他登録 | 1 | 受給年金登録 |
| | | 2 | 他年金登録 |
| | | 3 | 基金登録 |
| 5 | 進達報告・情報提供 | 1 | 進達報告 |
| | | 2 | 所得情報提供（免除勧奨） |
| | | 3 | 所得情報提供（継続免除） |
| | | 4 | 所得情報提供（年金生活者支援給付金） |
| | | 5 | 所得情報提供（年金受給者） |
| | | 6 | 年金請求書等受理・進達 |
| | | 7 | 手帳再交付申請書受理・進達 |
| 6 | 統計・報告 | 1 | 統計事務 |



※
うち、機構への報告

標準仕様の構成（ツリー図）案

- ▶ 自治体・ベンダー調査結果を踏まえてツリー図案を作成

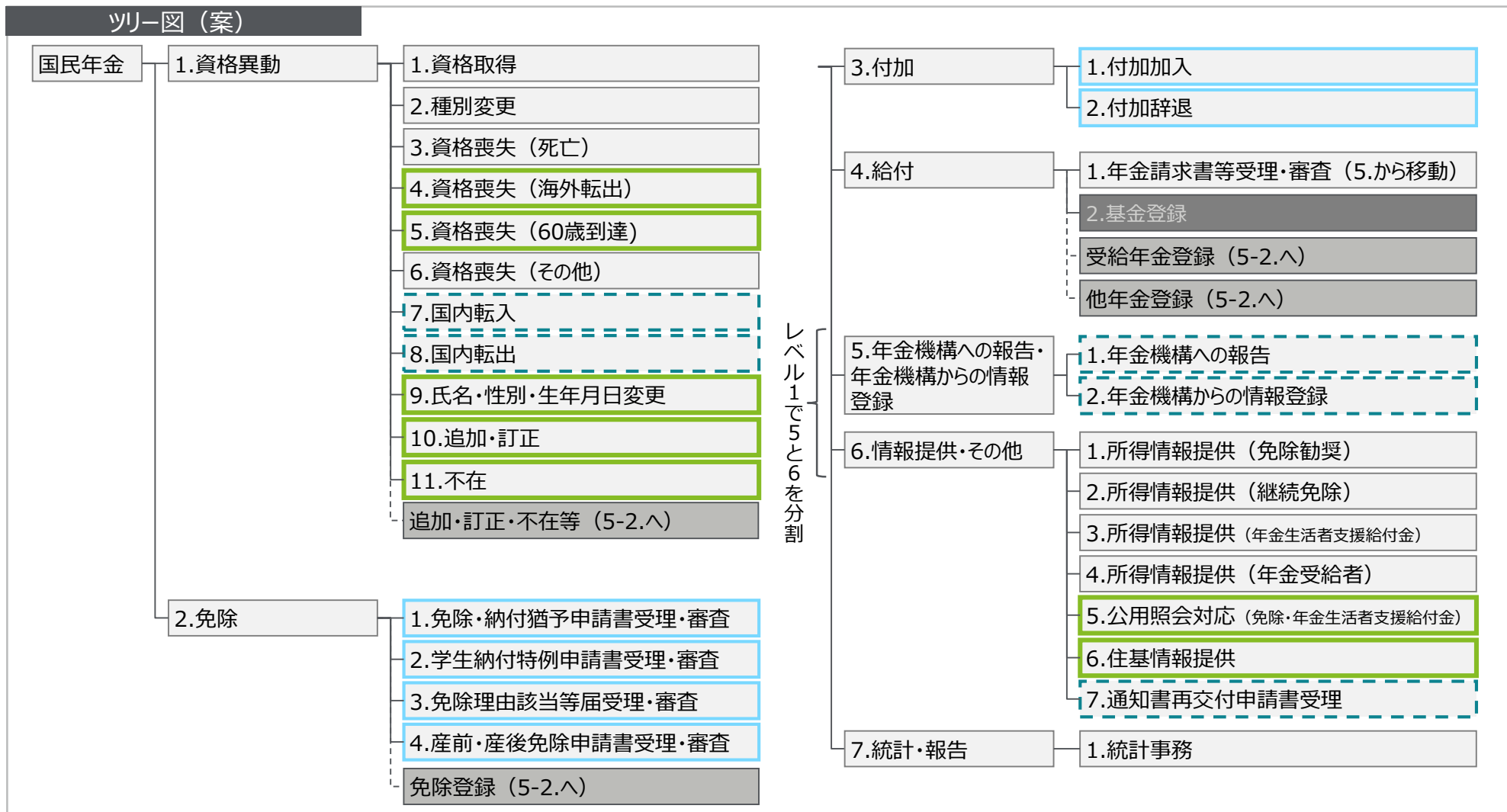
| No | レベル1 | No | レベル2 |
|----|----------------------|----|--------------|
| 1 | 資格異動 | 1 | 資格取得 |
| | | 2 | 種別変更 |
| | | 3 | 資格喪失（死亡） |
| | | 4 | 資格喪失（海外転出） |
| | | 5 | 資格喪失（60歳到達） |
| | | 6 | 資格喪失（その他） |
| | | 7 | 国内転入 |
| | | 8 | 国内転出 |
| | | 9 | 氏名・性別・生年月日変更 |
| | | 10 | 追加・訂正 |
| | | 11 | 不在 |
| 5 | 年金機構への報告・年金機構からの情報登録 | 1 | 年金機構への報告 |
| | | 2 | 年金機構からの情報登録 |

APPLIC仕様⇒ツリー図案への主な考慮事項

- 自治体における業務実施状況
 - サンプルフローにない業務を実施している
 - サンプルフローの業務を複数の自治体の実施していない
- 年金機構への届出/報告の要否
- 住基システムとの連携による自治体国民年金担当の業務要否
- 事務起因が、被保険者・自治体・年金機構のいずれか（混在させない）
- 年金機構への報告業務・処理結果受領後の業務は、大分類No5にまとめる
- 年金手帳制度の見直し（令和4年4月施行）による基礎年金番号通知書への移行

(補足) サンプル業務フロー一覧 (APPICベース) からツリー図への主な変更点

- : 自治体調査結果等を踏まえ、新たに追加
- : 自治体調査結果等を踏まえ、名称変更/ツリー分割
- : 分かりやすさの観点で一部を他フローへ統合 (年金機構からの情報登録事務)
- : 分かりやすさの観点で他フローへ統合 (年金機構からの情報登録事務)
- : 自治体で業務実施不要と確認し、削除



3. 業務フロー

3-2. 素案に対するご意見（概要）

第2回研究会に先立ち、構成員の皆様から素案に対するご意見を募った結果、39件のご意見をいただきました
いただいたご指摘については、指摘の趣旨に従い、標準仕様書素案に反映しています（指摘及び修正内容は参考6を参照）

頂戴したご意見の区分と取り扱いの考え方

| No. | ご意見区分 | 取り扱い方針 | ご意見総数 |
|-----|-------|----------------------|-------|
| 1 | 討議事項 | ✓ 第2回研究会において討議する | 0 |
| 2 | 指摘 | ✓ ご指摘を踏まえ、要件等を修正する | 34 |
| 3 | 質問 | ✓ 事務局にてご回答を作成、別途、ご提示 | 5 |

頂戴したご意見のうち「指摘」については対応、「質問」についてはご回答を提示、第2回研究会における討議事項はなし

4. 機能・帳票要件一覧

4-1. 構成

機能要件(標準仕様素案)は、一部自治体及びベンダーより受領した機能一覧や、不足事項に対する追加確認情報をもとに「機能要件比較表」を整理したうえで、作成しました。事前に配布、収集したご意見を踏まえ、論点の協議等を行います

機能要件比較表

| | ツリー構成 | | 機能要件 | | | | | | | | |
|-----|-------|------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|-----|------|
| | 大項目 | 中項目 | ベンダー-A | ベンダー-B | ベンダー-C | ... | 自治体(ア) | 自治体(イ) | 自治体(ウ) | ... | サマリー |
| 1-1 | 資格異動 | 資格取得 | ... | ... | ... | ... | ... | | | ... | |
| 1-2 | | 種別変更 | ... | ... | ... | ... | ... | | | ... | |

自治体・ベンダーからの受領した設計書等より、機能をつリー図に紐づけし、機能内容を記載

機能・帳票要件（標準仕様素案）

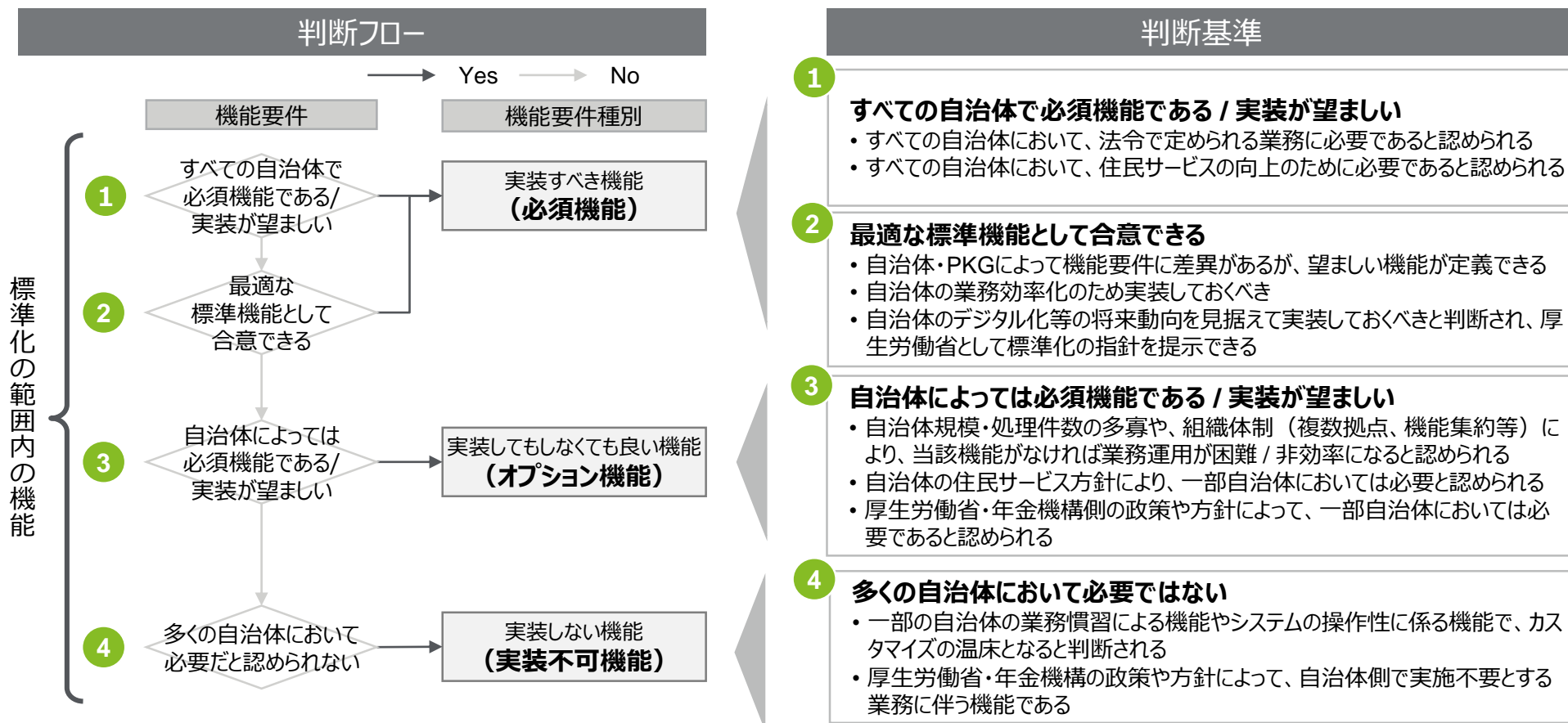
| No | ツリー構成 | | 標準仕様 (案) | 要件種別 (必須/オプション/ 実装不可) | 論点・留意点・ 要確認点など |
|-------|-------|------|---|-----------------------------|-------------------|
| | 大項目 | 中項目 | | | |
| 1-1-1 | 資格異動 | 資格取得 | 新規資格取得／取得訂正／取得取消の登録ができること。 【管理項目】 | 必須 | ... |
| 1-1-2 | | | | 後述 | |

- 機能比較表をもとに集約した仕様を記載
- 比較対象の機能にばらつきがある場合は、標準仕様(案)として定めた要件の考え方・根拠も記載

ワーキングチーム・ベンダー分科会等で協議・確認が必要な事項は論点として記載

(補足) 必須／オプションの考え方

標準仕様（機能・帳票要件）では、デジタル庁が示す標準化方針に従って、以下の判断フロー・判断基準をもとに機能・帳票要件の各項目について、「必須機能」・「オプション機能」・「実装不可機能」の要件種別を設定しました



標準化の範囲内の機能

- 標準化の範囲内、上記のように定義しない機能（＝標準仕様書に明記されていない機能）は、実装しない機能（実装不可機能）とする
- 標準化の範囲外とした機能は、地方自治体からの要求、ベンダーの実装は、いずれも任意とする
- 画面要件や専ら操作性に関する便利機能は原則、標準化の範囲外とする

(参考) デジタル庁が示す標準化の作業方針

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容④

- 標準仕様は、実装必須機能・実装不可機能（※1）を明記することが原則であるが、自治体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いがあり、やむを得ない場合には、その違いを吸収するため、標準オプション機能（※2）を示し、カスタマイズを抑制する。

※1：実装不可機能：実装してはならない機能

（例）証明書等の住所欄において、都道府県・市区町村の表示を省略できる機能は実装してはならない。

住民票の写しの住所欄において「東京都千代田区霞が関～」のように都道府県・市区町村を表示している自治体もあれば、「霞が関～」のように都道府県・市区町村を省略している自治体もあるが、分かりやすさの観点から表示することで統一。省略できる機能は実装を不可とする。

※2：標準オプション機能：（例）広域交付システムインターフェース仕様書に基づくコンビニ交付に対応していること（オプション）。
※コンビニ交付を行わない地方自治体は不要のため、オプション扱いとする。

| | Xベンダ 提供システム | Yベンダ 提供システム | Zベンダ 提供システム |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|
| 実装必須機能 | ◎ (必ず実装) | ◎ (必ず実装) | ◎ (必ず実装) |
| 実装不可機能 | － (実装不可) | － (実装不可) | － (実装不可) |
| 標準オプション機能A | ● | ● | |
| 標準オプション機能B | ● | | |
| 自治体による 選択 | A市 | B市 | C市 |

原則

標準仕様の範囲

例外

必要最小限度にとどめる

出典：「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化のために検討すべき点について（令和3年1月改定）」

4. 機能・帳票要件一覧

4-2. 素案に対するご意見（概要）

第2回研究会に先立ち、構成員の皆様から素案に対するご意見を募った結果、908件のご意見をいただきました
いただいたご指摘については、指摘の趣旨に従い、標準仕様書素案に反映しています

頂戴したご意見の区分と取り扱いの考え方

| No. | ご意見区分 | 取り扱い方針 | ご意見総数 |
|-----|-------|----------------------|-------|
| 1 | 討議事項 | ✓ 第2回研究会において討議する | 0 |
| 2 | 指摘 | ✓ ご指摘を踏まえ、要件等を修正する | 892 |
| 3 | 質問 | ✓ 事務局にてご回答を作成、別途、ご提示 | 16 |

頂戴したご意見のうち「指摘」については対応、「質問」についてはご回答を提示、第2回研究会における討議事項はなし

5. 帳票詳細要件及び帳票レイアウト

5-1. 構成

国民年金領域では、「法令上必須」を標準化対象とし、「帳票項目」「レイアウト」を定義してきました。

オプション対象は帳票要件の対象外としてきましたが、外部帳票はオプションも含めて帳票要件を定義する必要があることから、今後の標準化研究会において、オプションの外部帳票についても帳票要件の対象として検討を進めることを想定しています

国民年金における帳票要件のスコープ

※下線部は見直し箇所

| 類型 | 性質 | | 標準化対応 | 機能要件 | 帳票要件 | |
|----|------|-------|------------------|---|----------|-------|
| | | | | | 帳票項目 | レイアウト |
| 1 | 外部帳票 | 法令上必須 | 標準化対象 | 機能要件に記載があり、帳票項目・レイアウトまでが定義されている | ○ | ○ |
| 2 | | 法令外 | 標準化対象 (オプション) | 機能要件にオプションとして記載があり、帳票項目・レイアウトまでが定義されている | ○ | ○ |
| 3 | 内部帳票 | | 対象外 | - | △ (EUC等) | × |

「外部帳票（標準化対象／オプション対象）」において定める内容

①帳票詳細要件 ②帳票レイアウト ※諸元表は対象外

帳票詳細要件

業務 5.1.年金機構への報告 帳票名称 国民年金被保険者関係届出書（報告書）

| No | システム印字項目 | 実装項目 | | | 備考 |
|----|----------|------|-------|----|------------|
| | | 必須 | オプション | 不可 | |
| 1 | 個人番号 | ● | | | |
| 2 | 氏名（姓） | ● | | | ミドルネームは・・・ |
| .. | | | | | |

| 諸元表 | | |
|-----|---------|-----|
| 折返 | 諸元表は対象外 | ... |
| 無 | 半角 | |
| 無 | 全角 | |

帳票レイアウト



5. 帳票詳細要件及び帳票レイアウト

5-2. 素案に対するご意見（概要）

第2回研究会に先立ち、構成員の皆様から素案に対するご意見を募った結果、218件のご意見をいただきました
いただいたご指摘については、指摘の趣旨に従い、標準仕様書素案に反映しています

頂戴したご意見の区分と取り扱いの考え方

| No. | ご意見区分 | 取り扱い方針 | ご意見総数 |
|-----|-------|----------------------|-------|
| 1 | 討議事項 | ✓ 第2回研究会において討議する | 94 |
| 2 | 指摘 | ✓ ご指摘を踏まえ、要件等を修正する | 120 |
| 3 | 質問 | ✓ 事務局にてご回答を作成、別途、ご提示 | 4 |

本日の討議対象

頂戴したご意見のうち「指摘」については対応、「質問」についてはご回答を提示、討議事項は詳細後述

5. 帳票詳細要件及び帳票レイアウト

5-3. 討議事項①：帳票詳細要件の対象範囲

帳票詳細要件及び帳票レイアウトの対象とする帳票に関し、帳票の利用状況等に鑑み、標準仕様書にて定める対象の帳票について4帳票を除外、2帳票を追加することについて、ご議論をお願いします

整理前

| 外部帳票（法令上必須 [*] ） | 実装PKG数 | 発行対象 | |
|---------------------------|--------|--------|----------|
| | | 住民⇒自治体 | 自治体⇒年金機構 |
| 国民年金被保険者関係届書（申出書） | 4 | ○ | - |
| 国民年金被保険者関係届書（報告書） | 6 | - | ○ |
| 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書 | 6 | ○ | ○ |
| 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 | 6 | ○ | - |
| 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書） | 3 | - | ○ |
| 保険料学生納付特例申請書 | 6 | ○ | - |
| 保険料学生納付特例申請書（市町村確認書） | 3 | - | ○ |
| 居所未登録者報告書 | 1 | - | ○ |
| 居所未登録者住所判明報告書 | 1 | - | ○ |
| 国民年金関係報告書 | 6 | - | ○ |
| 電子媒体届書総括票 | 7 | - | ○ |
| 国民年金関係書類送付書 | 2 | - | ○ |
| 所得調査票 | 1 | - | ○ |
| 老齢福祉年金所得状況届 | 1 | - | ○ |
| 特別障害給付金所得状況届 | 1 | - | ○ |

● 帳票詳細要件の定義対象から削除してよいか

➢ 自治体独自の様式が認められているため、標準仕様として定めることは適切か

● 帳票詳細要件の定義対象から削除してよいか

➢ 免除・納付猶予申請書（市町村確認書）と同一、統合することでよいか

整理後（標準仕様書（素案）における対象範囲）

| 外部帳票（法令上必須 [*] ） | 実装PKG数 | 発行対象 | | |
|-----------------------------|--------|--------|----------|----|
| | | 住民⇒自治体 | 自治体⇒年金機構 | |
| 国民年金被保険者関係届書（申出書） | 4 | ○ | - | |
| 国民年金被保険者関係届書（報告書） | 6 | - | ○ | |
| 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書 | 6 | ○ | ○ | |
| 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 | 6 | ○ | - | |
| 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書） | 3 | - | ○ | |
| 保険料学生納付特例申請書 | 6 | ○ | - | |
| 保険料学生納付特例申請書（市町村確認書） | 3 | - | ○ | |
| 居所未登録者報告書 | 1 | - | ○ | 除外 |
| 居所未登録者住所判明報告書 | 1 | - | ○ | 除外 |
| 国民年金関係報告書 | 6 | - | ○ | |
| 電子媒体届書総括票 | 7 | - | ○ | 除外 |
| 国民年金関係書類送付書 | 2 | - | ○ | 除外 |
| 所得調査票 | 1 | - | ○ | |
| 老齢福祉年金所得状況届 | 1 | - | ○ | |
| 特別障害給付金所得状況届 | 1 | - | ○ | |
| 老齢・補足的な老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 | 0 | ○ | - | 追加 |
| 障害・遺族年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 | 0 | ○ | - | 追加 |

● 帳票詳細要件の定義対象に追加してよいか

➢ 「6.7.所得証明（年金生活者支援給付金）」で利用されている、かつ法令で定められている帳票であるため、標準として定めることが適切か

(参考) 法令上必須の範囲

当初、「法令上必須」の定義は「法律・政令・省令・事務連絡により、厚生労働省又は日本年金機構が提示している様式」としたうえで、法令上必須である住民や年金機構と授受される外部帳票を帳票詳細要件定義の対象として整理をしてきました

| 外部帳票（法令上必須*） | 実装 PKG数 | 発行対象 | |
|----------------------------|------------|------------|--------------|
| | | 住民→ 自治体 | 自治体→ 年金機構 |
| 国民年金被保険者関係届書（申出書） | 4 | ○ | - |
| 国民年金被保険者関係届書（報告書） | 6 | - | ○ |
| 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書 | 6 | ○ | ○ |
| 国民年金保険料免除・納付猶予申請書* | 6 | ○ | - |
| 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）* | 3 | - | ○ |
| 保険料学生納付特例申請書 | 6 | ○ | - |
| 保険料学生納付特例申請書（市町村確認書） | 3 | - | ○ |
| 居所未登録者報告書 | 1 | - | ○ |
| 居所未登録者住所判明報告書 | 1 | - | ○ |
| 国民年金関係報告書* | 6 | - | ○ |
| 電子媒体届書総括票 | 7 | - | ○ |
| 国民年金関係書類送付書 | 2 | - | ○ |
| 所得調査票* | 1 | - | ○ |
| 老齢福祉年金所得状況届 | 1 | - | ○ |
| 特別障害給付金所得状況届 | 1 | - | ○ |

帳票詳細要件の定義範囲：外部帳票（法定上必須）

| 外部帳票 （左記以外（協力連携事務も含）） | 実装 PKG数 | 送付対象 | |
|--------------------------------|------------|------|----|
| | | 年金機構 | 住民 |
| 20歳到達者一覧* | 3 | ○ | - |
| 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書） | 1 | - | ○ |
| 国民年金保険料免除 承認・却下 処理簿 | 1 | ○ | - |
| 所得証明提出周知文 | 1 | - | ○ |
| 異動届送付用 | 1 | ○ | - |
| 国民年金関係異動届* | 1 | ○ | - |
| 異動一覧表* | 2 | ○ | - |
| 電子媒体届出書ラベル | 1 | ○ | - |
| 老齢福祉年金定時届関係連名簿 | 1 | ○ | - |
| 国民年金障害基礎年金・遺族基礎年金所得状況届連名簿 | 1 | ○ | - |
| 特別障害給付金連名簿 | 1 | ○ | - |
| 外国人年齢到達予定者一覧 | 1 | ○ | - |
| 納付記録票 | 1 | ○ | - |
| 必要書類リスト | 1 | - | ○ |
| 宛名はがき | 1 | - | ○ |
| 年齢到達者一覧* | 1 | ○ | - |
| 年金受給のお知らせ | 1 | - | ○ |
| 前年申請免除者（封書） | 1 | ○ | - |
| 年金証書受領書 | 1 | ○ | - |
| 宛名シール* | 3 | - | ○ |

※ 厚生労働省、年金機構から様式が示されている

* 複数様式が定義されている

5. 帳票詳細要件及び帳票レイアウト

5-4. 討議事項②：個人番号及び基礎年金番号の表記コントロール

個人番号及び基礎年金番号の表記コントロールについてご意見を頂戴した結果、「選択肢1：仕様を統一する」「選択肢2：仕様は統一しない」が同数であり、個人番号を扱うことについて慎重な意見や、市町村では使用していないとの意見が複数ありました

| 設問 | | 選択肢/回答数 | | 自治体コメント |
|----|---|---------|--|---------|
| 5 | ●標準仕様として要件を統一できるか ⇒原則、個人番号を出力することとし、個人番号未登録者の場合のみ基礎年金番号を出力する仕様とするか | 1 | 仕様を統一する（個人番号の出力を原則とし、個人番号未登録者の場合のみ基礎年金番号を出力する） | 2 |
| | | 2 | 仕様は統一しない（基礎年金番号の出力） | 2 |
| | | 3 | 1、2どちらでも良い | - |

【要討議】
 ✓ 基礎年金番号に統一するか
 ✓ プレ印字の際、どこまでの印字を許容するか
 （来庁者に対し、どこまで印字し交付するか）

- 個人番号がわからない状態の来庁者に対し個人番号の記載された届出（申請）用紙を交付することは問題ないか。
- 基礎年金番号の方が桁数少、上4桁に規則性があり入力作業の手間が省ける。
- 【選択不可】市区町村にて**必要な項目は、「基礎年金番号」**であり「個人番号」ではない。現状、個人番号優先出力は可能だが、**セキュリティ上、出力されるのは、参照権限を付与された職員のみ。**

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

- 標準仕様として要件を統一できるか
 - 原則、個人番号を出力、個人番号未登録者のみ基礎年金番号を出力する仕様とするか

対象帳票

| 対象帳票 | パターン | | |
|------|----------------------------|--------|------|
| | 基礎年金番号のみ | 個人番号のみ | いずれか |
| 1 | 国民年金被保険者関係届書（申出書） | - | ○ |
| 2 | 国民年金被保険者関係届書（報告書） | - | ○ |
| 3 | 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書 | - | ○ |
| 4 | 国民年金保険料免除・納付猶予申請書* | - | ○ |
| 5 | 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書） | - | ○ |
| 6 | 保険料学生納付特例申請書 | - | ○ |
| 7 | 保険料学生納付特例申請書（市町村確認書） | - | ○ |
| 8 | 居所未登録者報告書 | ○ | - |
| 9 | 居所未登録者住所判明報告書 | ○ | - |
| 10 | 国民年金関係報告書 | - | ○ |
| 11 | 電子媒体届書総括票 | - | - |
| 12 | 国民年金関係書類送付書 | - | - |
| 13 | 所得調査票 | - | - |
| 14 | 老齢福祉年金所得状況届 | ○ | - |
| 15 | 特別障害給付金所得状況届 | ○ | - |
| 16 | 老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 | - | ○ |
| 17 | 障害・遺族年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 | - | ○ |